平成２６年（フ）第４３号
兵庫県揖保郡太子町王子22番地
債務者　玉田　弥恵
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月12日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第２８８号
大分市明野北５丁目10番　チュリス明野Ｂ棟604号伊東和子方、住民票上の住所大分市大字森町1181番地の１　リバーサイド森町Ｉ202
債務者　伊東　　徹
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１１９号
鹿児島県鹿屋市西原３丁目10番市10―502号
債務者　本白水明美
1　決定年月日時　平成26年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第１６６号
富山市大町93番地１　ヌーベル堀川103号
債務者　柏木　綾美（旧姓笹本）
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８１号
山口県周南市河東町４番32　河東ハイツ606号
債務者　田村代志子
1　決定年月日時　平成26年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第８５号
山口県光市浅江７丁目７番３―212号
債務者　小倉　益雄
1　決定年月日時　平成26年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第８６号
山口県光市浅江７丁目７番３―212号
債務者　小倉富喜恵
1　決定年月日時　平成26年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第３２７号
神奈川県小田原市国府津２丁目２番４―304号　レジデンス欅
債務者　今井　清美
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４９８号
熊本県上天草市大矢野町中7973番地11
債務者　守口　　修
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５３０号
熊本県上天草市大矢野町中7814番地６
債務者　浦上喜久治
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５３１号
熊本県上天草市大矢野町中7814番地６
債務者　浦上　道子
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１５４５号
名古屋市昭和区八事富士見1608番地　メゾンドサピッド102号
債務者　玉本　勝也
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０２６号
名古屋市名東区代万町２丁目40番地の３
債務者　徳田　真弓
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６６２号
名古屋市天白区向が丘３丁目1102番地　ビラ平針106号、従前の住所愛知県東海市中央町６丁目28番地の１
債務者　今野　秀憲
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０１７号
愛知県半田市星崎町３丁目16番２　第２ハイツ竹長３Ｅ、住民票上の住所神奈川県藤沢市城南３丁目６番24号　ヴァンアレイ湘南101
債務者　岩永　徹也
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１６３号
名古屋市守山区白山１丁目905番地の３　サンシャイン白山５Ｃ
債務者　青木　　茂
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１６４号
名古屋市守山区白山１丁目905番地の３　サンシャイン白山５Ｃ
債務者　青木江利香
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部